

## 10 歴史都市・京都の景観の保全と創造

### ～国家戦略としての京都創生の推進～

京都市ではこれまでから、豊かな自然や多くの歴史的資産、風情ある町並みが融合した京都らしい美しい景観を守るため、市民の協力を得て、他地域にない厳しい規制を講じるなど、数々の取組を行って参りました。

自然景観については、昭和5年に初めて風致地区を指定して以来、古都保存法の活用による土地の買入れや市独自の制度である自然風景保全地区の指定により歴史的風景の保全に努めてきました。また、市街地景観については、市街地のほぼ全域で建築物の高さ規制やデザイン誘導を行うなど、きめ細やかな規制を行い、加えて、伝統的建造物群保存地区や歴史的景観保全修景地区等の制度の活用により、歴史的な町並み景観の保全、再生に努めてきました。

平成19年9月からは、景観法を最大限活用し、50年後、100年後を見据えた京都の景観づくりを目指して、①市街化区域の3割以上にも及ぶ建物の高さ規制の引き下げ、②建物のデザイン基準や規制区域の見直し、③眺望景観や借景の保全、④屋外広告物対策の強化、などを柱とした全国に類のない「新景観政策」を実施しております。さらに、昨年度は、①市民とともに創造する景観づくりに関する仕組みの整備、②デザイン基準の更なる充実、③優れた建築計画を誘導するための仕組みの整備、などの「景観政策の進化」に取り組み、今年度から、地域にふさわしい景観づくりの活動をさらに推進していくこととしています。

また、京町家の保全・再生に向けては、市民や事業者等の寄付により京町家の改修事業を支援する「京町家まちづくりファンド」の活用に加え、海外へ京町家や伝統文化の素晴らしさを発信するプロジェクトの展開により、昨年度、歴史的建造物などの文化遺産の保護・保全を行っているワールド・モニュメント財団から「京町家再生プロジェクト」に対し、総額25万ドルの支援を得る運びとなりました。

こうした先駆的な取組にもかかわらず、都心部の京町家をはじめとする貴重な景観資源が失われつつあるため、京都市だけの力では解決できない課題について、関係省庁等に対し要望を行ってきたところで、国におかれては、平成19年度に景観形成総合支援事業を創設いただき、さらに、平成20年度には「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」を制定され、新たに歴史的環境形成総合支援事業も創設いただきました。

京都市では、本市独自の取組に合わせ、これらの支援事業を積極的に活用することで、歴史的景観の保全・再生の取組を推進してきました。この度、「景観形成総合支援事業」及び「歴史的環境形成総合支援事業」が廃止されましたが、歴史まちづくりの取組はようやく始まったばかりであり、今後とも国と京都市の強力な連携の下、息の長い着実な取組を進めるためには、やはり「歴史まちづくり法」の立法趣旨に鑑みた、新たな制度の創設が必要です。

平成 24 年度国家予算の編成に当たりましては、歴史都市・京都の景観の保全と創造のため、特に重要と考える 3 項目の提案を行います。

<参考>京都市景観整備制度に基づく地域・地区面積一覧

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

	地域地区名	指定面積等
自然・歴史的 景観	風致地区 (17 地区)	約 17,938 ha (全国の 11%)
	歴史的風土保存区域 (14 地区)	約 8,513 ha (全国の 38%)
	歴史的風土特別保存地区 (24 地区)	約 2,861 ha (全国の 32%)
	自然風景保全地区	約 25,780 ha (独自制度)
市街地景観	景観地区 (8 地区)	約 3,431 ha (景観計画に定められた地区)
	建造物修景地区 (4 地区)	約 8,581 ha (景観計画に定められた地区)
	重要伝統的建造物群保存地区 (4 地区)	約 15 ha (全国 88 地区)
眺望景観	眺望景観保全地域 (38 地域)	約 41,851 ha (独自制度)
広告物	屋外広告物規制区域 (21 種)	約 79,040 ha (独自の地域地区制度)
	屋外広告物等特別規制地区 (6 地区)	約 20 ha (独自の地域地区制度)

